

議員提出第6号議案

議員の派遣について

本市議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和5年6月8日提出

安城市議会議員	今	原	康	徳
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	白	谷	隆	子
〃	守	口	晶	治

1 派遣期間

令和5年6月30日から7月7日まで

2 派遣先

アメリカ合衆国カリフォルニア州ハンチントンビーチ市他

3 派遣議員

杳 名 喜代治 議員

深 津 修 議員

4 派遣目的

本市とハンチントンビーチ市との姉妹都市提携40周年を記念して、国際親善の促進をより一層図るとともに、本市の将来を展望した海外の都市における地方自治の実態や行政施策の実情を調査研究するため。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第100条第13項及び安城市議会会議規則第158条の規定に基づき、必要があるため。

議員提出第7号議案

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和5年6月8日提出

安城市議会議員 森 下 祥 子

〃 す ば 康 貴

〃 石 川 翼

—提案理由—

この案を提出したのは、政府及び国会に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを要望するため。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず姓を改めるよう義務付けられている。2018（平成30）年3月の衆議院法務委員会において、法務省民事局長が、「夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない」旨を答弁し、また2021（令和3）年4月の同委員会において、法務大臣が「仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも戸籍の機能や重要性は変わらない」旨を答弁している。

さらに、2021（令和3）年6月23日に示された最高裁判所決定では、夫婦の姓についての制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示している。補足意見では「全国の地方議会から国または関係行政庁に対して、選択的夫婦別氏制の導入またはこれについての国会審議の促進を求める意見書が提出されている」と指摘した上で「事情の変化いかんによっては、憲法第24条に違反すると評価されるに至ることもあり得るものと考えられる」と言及した。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例が増加している。厚生労働省の「人口動態統計」では、約95.5%の夫婦が結婚後に夫の姓を選択しており（2019年）、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じていると推認できる。

旧姓の通称使用の拡大は本質的な解決にならず、通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を引き起こし、社会的なダブルネーム管理コストや個人識別の誤りのリスクを増大させる不合理な結果も生じさせる。

国連女子差別撤廃委員会の再三にわたる勧告を無視し、国民の多数が選択的夫婦別姓に賛成をしているにも関わらず「国民的議論を尽くすべき」として法制化が棚上げされている。家族や夫婦の在り方が多様化するなか、個人の選択に寛容な社会をつくることが急務となっている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

安城市議会